議案第２００号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成１３年さいたま市条例第１９５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公衆の縦覧等の対象となる施設の種類） 第４６条　［略］ ２　［略］ ３　法第９条の３の３第３項（同条第４項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３の３第１項に規定する調査（以下「受託に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託に係る調査書」という。）の公衆の縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。	（公衆の縦覧等の対象となる施設の種類） 第４６条　［略］ ２　［略］ ３　法第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３の３第１項に規定する調査（以下「受託に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託に係る調査書」という。）の公衆の縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。
（調査書の縦覧） 第４７条　［略］ ２　［略］ ３　第１項の規定は、法第９条の３の３第３項の規定により受託に係る調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。この場合において、第１項中「１月間」とあるのは、「１月間の	（調査書の縦覧） 第４７条　［略］ ２　［略］ ３　第１項の規定は、法第９条の３の３第２項の規定により受託に係る調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。この場合において、第１項中「１月間」とあるのは、「１月間の

範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。	範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。
（意見書の提出） 第４８条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項及び第２項の規定は、法第９条の３の３第３項の規定による意見書の提出期限及び提出先について準用する。この場合において、第１項中「２週間」とあるのは、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。	（意見書の提出） 第４８条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項及び第２項の規定は、法第９条の３の３第２項の規定による意見書の提出期限及び提出先について準用する。この場合において、第１項中「２週間」とあるのは、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。
（環境影響評価との関係） 第５０条　法第９条の３第１項又は第８項の規定による届出（法第９条の３の２第２項の規定により適用する場合及び法第９条の３の３第１項の規定による届出（同条第４項の規定により準用する場合を含む。）する場合を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、第４７条第１項（同条第２項の規定により適用する場合及び同条第３項の規定により準用する場合を含む。）並びに第４８条第１項及び第２項（これらの規定を同条第３項の規定により適用する場合及び同条第４項の規定により準用する場合を含む。）に定める手続を経たものとみなす。 ⑴・⑵　［略］ ２　［略］	（環境影響評価との関係） 第５０条　法第９条の３第１項又は第８項の規定による届出（法第９条の３の２第２項の規定により適用する場合及び法第９条の３の３第１項の規定による届出（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）する場合を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、第４７条第１項（同条第２項の規定により適用する場合及び同条第３項の規定により準用する場合を含む。）並びに第４８条第１項及び第２項（これらの規定を同条第３項の規定により適用する場合及び同条第４項の規定により準用する場合を含む。）に定める手続を経たものとみなす。 ⑴・⑵　［略］ ２　［略］

附　則

この条例は、公布の日から施行する。